

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）
総括研究報告書

新しい行動様式の変化等の分析・把握を目的とした縦断調査の利用方法の開発と厚生労働
行政に対する提言に関する研究

研究代表者 駒村康平 慶應義塾大学

研究要旨

本研究の目的は、労働市場での移動を繰り返しやすい女性、高齢者、若年を対象とした分析を行い、不安定な状況に陥りやすい人々が安心して働くことのできる社会を実現するために必要な社会政策を提言することである。具体的には、『21世紀出生児縦断調査』、『21世紀成年者縦断調査』、『中高年者縦断調査』などの縦断調査を用いて、1) 少子社会対策班：「父親の育児参加が出生率と子どもの育ちに及ぼす影響」、「貧困世帯における養育の質と子どもの人的資本形成」、「就業意識と結婚・出産についての分析」2) 高齢社会対策班：「特別支給の老齢厚生年金(定額部分)の支給開始年齢引上げと改正高年齢者雇用安定法による雇用と年金の接続の変化:差分の差および分位点回帰モデルによる統計的分析」、3) 格差社会対策班：「在宅介護が抑うつ状態に与える影響についての分析」、「就業履歴をふまえたシングルマザーの就労と所得の関係」といった実証分析を行った。

分担研究者

丸山桂	成蹊大学経済学部教授
山田篤裕	慶應義塾大学経済学部教授
岩永理恵	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部講師
四方理人	関西学院大学総合政策学部専任講師
田中聡一郎	関東学院大学経済学部講師

倫理面（倫理面への配慮）

倫理面に抵触する研究内容ではないため、とくに問題とはならないものと思料する。

C. 研究結果

1) 少子社会対策班

少子化対策班の成果は、「父親の育児参加が出生率と子どもの育ちに及ぼす影響(駒村・丸山論文)」、「貧困世帯における養育の質と子どもの人的資本形成(丸山論文)」、「就業意識と結婚・出産についての分析(四方論文)」の3論文である。

「父親の育児参加が出生率と子どもの育ちに及ぼす影響(駒村・丸山論文)」は、「21世紀出生児縦断調査」を用いて、父親の子育て参

A. 研究目的

労働市場での移動を繰り返しやすい女性、高齢者、若年を対象とした分析を行い、不安定な状況に陥りやすい人々が安心して働くことのできる社会を実現するために必要な社会政策を提言することである。

加が子どもの社会性の獲得、小学校生活との親和性に及ぼす効果と出生率に及ぼす効果について分析している。その結果、父親の育児参加度が高いほど、子どものしつけは身につきやすく、小学校生活の親和性に正の影響を及ぼしやすいことが明らかとなった。また、父親の育児参加は母親の育児負担を軽減させて母親の養育の質を引き上げる経路と、直接に子どもの社会性の獲得に有利であり、また第1子出生時の父親の育児参加度が高い方が、夫婦が第2子以降をもつ確率を高めていることが分かった。父親の育児参加が子どもの数と質の双方に影響を与えることが確認できた。一方で、父親の育児参加度を妨げる要因に長時間労働があり、被用者が主体的に労働時間のコントロールをするのが難しい現状を考慮すると、政府・企業主導によるさらなるワークライフバランス施策の徹底が望まれる。

「貧困世帯における養育の質と子どもの人的資本形成(丸山)」では、「21世紀出生児縦断調査」を用いて、貧困世帯における養育を分析し、それが子どもの人的資本形成に与える影響を分析している。その結果、貧困経験は親の社会的相続(金銭投資、家庭内文化資本、養育の質)のいずれにも負の影響を及ぼすとともに、親の学歴や就業形態もまたこれらに影響を及ぼすことがわかった。親の階層(就業形態、学歴)は貧困経験に結びつくだけでなく、高学歴や労働条件のよい仕事につきやすい社会性を身につけるための子育て観にも影響を与える。つまり、貧困家庭で育つ子どもは、予算制約と親の子育て観という2つの意味で、不利な家庭環境で育つことになる。これまでの奨学金制度などの金銭的支援だけではなく、良質な養育環境を保障するための文化資本や子育て支援などの政策介入が求めら

れる。

「就業意識と結婚・出産についての分析(四方論文)」は、「21世紀成年者縦断調査」を用いて、女性の就業の継続や家事・育児に対する意識が実際の就業継続や結婚・出産確率に与える影響について分析を行った。分析の結果、ライフコースに対する志向や性別役割に関する意識は、女性の結婚と出産のそれぞれの確率に非対称的な影響を与えることがわかった。性別役割についての意識について、「家事責任が妻にある」という意識は結婚確率を高める一方、「育児責任が妻にある」という意識は出産確率を低下させる。そしてライフコースに対する志向について、「結婚時退職」の志向により結婚確率が低くなる一方、出産確率では、「結婚時退職」志向の場合に高く、「就業継続」や「出産時退職」の志向で低い。以上の分析結果から、女性が仕事と育児が困難なく両立できる施策と男性も育児責任を引き受ける考え方の浸透が低出生率対策として重要になると考えられる。

2) 高齢社会対策班

高齢社会対策班については、「特別支給の老齢厚生年金(定額部分)の支給開始年齢引上げと改正高年齢者雇用安定法による雇用と年金の接続の変化:差分の差および分位点回帰モデルによる統計的分析(山田論文)」である。同論文では、2010年度に特別支給の老齢厚生年金(定額部分)の支給開始年齢が63歳から64歳に引上げられたこと、および改正高年齢者雇用安定法の雇用確保措置により、雇用と年金の接続がどのように変化したか、厚生労働省「中高年齢者縦断調査」を用い検討している。具体的には、被用者職歴男性の中、支給開始年齢が63歳である1946年度生まれと64歳である1947年度生まれとを比較することで、就

業率、公的年金を含む本人収入の分布等がどのように変化したかクロス集計および差分の差と分位点回帰モデルにより検討した。統計分析の結果、1946年度生まれと比較し、1947年度生まれの63歳以降の被用者職歴男性の就業率は5～7%高く、本人収入がある確率には統計的に有意な差がなく、公的年金を含む本人収入は10%、25%タイルは26%、8%有意に高く、50%タイルで9%有意に低く、また75%、90%タイルでは有意な差がなかった。このことは、特別支給の老齢厚生年金（定額部分）の支給開始年齢引き上げにより、被用者職歴の1947年度生まれコーホートの63歳時点の公的年金受給額は低くなったが、改正高年齢者雇用安定法の雇用確保措置による就業率上昇等により、低所得層はむしろ減少したことを示唆している。

3) 格差社会対策班

格差社会対策班の成果は、「在宅介護が抑うつ状態に与える影響についての分析（岩永・四方論文）」と「就業履歴をふまえたシングルマザーの就労と所得の関係（田中・四方論文）」、「所得・消費・資産を用いた貧困分析（駒村・渡辺論文）」の3論文である。

「在宅介護が抑うつ状態に与える影響についての分析（岩永・四方論文）」は、中高年者縦断調査を用いて、介護経験が抑うつ状態に与える影響（K6指標）についての分析を行っている。分析結果によると、本人の介護経験だけではなく、配偶者の介護経験も有意にK6指標のポイントを上昇させており、介護経験が精神的健康状態を悪化させている。特に、女性において、介護経験がK6指標を悪化させていることから、女性の介護負担が重いため、精神に悪影響を

及ぼしている恐れがある。また、中高年男性においては、就労している場合にK6指標が低くなっていた。しかし、精神が健康であるため就労しているのか、就労によって精神が健康になっているのかについて因果関係が識別できないと考えられる。そこで、基礎年金の支給開始年齢の変更を操作変数とした固定効果モデルによる分析結果を行ったところ、男性の就労はK6指標に対してほとんど影響を与えないことが明らかとなった。以上の分析から、介護経験は精神の健康を損なうものであり、介護負担を多く引き受けている女性に顕著である。また、男性高齢者の就労継続そのものが精神の健康に資するとは言えず、女性の介護負担を軽減するために男性の介護休暇の取得を得やすくする必要があったと考えられた。

「就業履歴をふまえたシングルマザーの就労と所得の関係（田中・四方論文）」は、『21世紀成年者縦断調査』を用いて、シングルマザーの就業履歴を考慮したうえで、就業形態と収入の変化に関する分析を行った。就労収入とその他の収入を含めた世帯収入に関する多変量解析の分析からは、末子年齢、シングルマザーの教育歴、就労関連の変数について有意な影響がみられた。とくに、第1子出生時に就業を継続すると収入が高くなる傾向がみられた。

「所得・消費・資産を用いた貧困分析（駒村・渡辺論文）」では、パネル調査の分析ではないが、総務省「全国消費実態調査」の個票データを用いて、所得、消費に基づく貧困率の測定を行い、資産を考慮して時系列での推移を考察した。ライフサイクル仮説に基づけば、現役期に住宅資産を含めた資産形成を行って、引退期の所得の低下に備えている可能性は

あり、低所得であることは、若年世帯と高齢者世帯では異なる意味を持つと考えられる。そこで同研究では、所得分布だけではなく消費分布も用いて貧困率の測定を行い、世帯主年齢別、資産の状況別に分析を行った。その結果、2009年時点で高齢世帯主世帯においては、所得貧困率は12.6%であったが、消費貧困率は4.5%と、測定する分布で貧困率に乖離が確認された。一方で、若年世帯主世帯においては、所得貧困率が8.5%、消費貧困率が10.1%と消費貧困率のほうが高い状況にあることが明らかとなった。

D . 考察

少子化対策班の研究成果は、貧困経験が養育環境に与える影響、また父親の育児参加の影響等を検証するものであり、今後の子育て関連施策において有用な政策的情報を提供するものと考えられる。高齢社会対策班の研究成果は、年金の支給開始年齢に関する政策的論議において、有用な学術的成果となると考えられる。また格差社会対策班では、貧困リスクの高い母子世帯の収入の要因や介護経験が抑うつ状態に与える影響等を検討しており、政策的な対応がもとめられる社会問題に関する分析として考えられる。これらの研究成果は、ワークライフバランス施策や子どもの貧困対策、次世代育成支援、高齢者の雇用政策等における政策提言につながっている。

E . 結論

縦断調査を用いた統計分析により、社会保障や労働政策の変更の影響を厳密に捉えられることが明らかになり、縦断調査の有用性が改めて示された。ただし、一定割合の脱落が発生していること、また新たな政策変更の影響を捉えるため、新しいコーホートを追加するな

どの改善の必要性も示唆された。

F . 研究発表

1. 論文発表

・駒村康平(2014)「貧困の世代間連鎖を絶つには」『教育と医学』62(1)、pp.82-88.

・山田篤裕(2014)「支給開始年齢引上げ、繰り上げ支給、高年齢者雇用安定法改正、在職老齢年金制度改革が『年金と雇用の接続』に与えた影響」『年金と経済』32(4)、pp. 10-19.

・四方理人(2013)「家族・就労の変化と所得格差：本人年齢別所得格差の寄与度分解」『季刊社会保障研究』49(3)、pp. 326-338.

・田中聡一郎、四方理人、駒村康平(2013)「高齢者の税・社会保障負担の分析」『ファイナンシャルレビュー』115、pp117-133.

2. 学会発表

Yuko Tamiya and Masato Shikata (2013) “The socioeconomic impact of divorce on women in Japan: focusing on employment and poverty” The 14th Australian Social Policy Conference (ASPC), at UNSW, Sydney, Aug.2013.

G . 知的財産権の出願・登録

なし